Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 12 月 12 日 自 動 車 局 旅 客 課

## 貸切バスドライバー不足の解消へ

## ~貸切バスサポートドライバー活用の実証実験を12月14日開始~

国土交通省では、貸切バスサポートドライバー活用の実証実験を実施し、サポートドライバー活用ルールを策定することにより、ドライバー不足の解消による生産性の向上や長時間労働の是正による労働環境の改善を図ります。

## 概要

目 的 : 貸切バス事業では、地域の観光シーズンの違いなどによる需要の季節変動があ

り、繁忙期にドライバー不足になり、閑散期にドライバーが余剰となる傾向にある。

このため、閑散期のドライバーを繁忙期の事業者を一定期間サポートするドライバーとして活用する実証実験を行い、全国各地へ取組を広げていくための課題や

実現可能性を検証する。

実施期間: 平成30年12月14日(金)~平成31年2月28日(木)

※実施事業者により実施期間は異なります。

※実施期間は運送需要の変動によって、流動的になります。

実施内容: 閑散期でドライバーが余剰となる事業者において、ドライバーに対して一定

期間の兼業を認め、繁忙期でドライバーが不足している事業者において、兼業

を希望しているドライバーを雇用し運転業務をサポートする。

実施事業者: 全国7事業者(4ペア)

(地域) ①(株)はるかぜツアー(新潟県新潟市)

(有振内交通(北海道苫小牧市) またあづみぐんおた

② (㈱白馬アルプスホテル (長野県北安曇郡小谷村)

■ いりおもて観光(株) (沖縄県八重山郡竹富町)

③ 日の丸自動車興業(株) (東京都足立区ほか)

# 明星観光バス(株) (京都府京都市ほか)

④ 日の丸自動車興業㈱ (東京都足立区ほか)

中央交通バス(株) (大阪府八尾市ほか)

(各実証実験の詳細は別紙を参照ください。)

## 【問い合わせ先】

自動車局旅客課バス産業活性化対策室 能勢・池澤

(代表) 03-5253-8111 (内線 41224、41252)

(直通) 03-5253-8568 (FAX) 03-5253-1636